

直接食品と接触する紙製容器包装に使用する原材料 及びその取り扱いに関する自主基準

社団法人 日本印刷産業連合会

制定日：平成 19 年 10 月 1 日

改定日：平成 21 年 3 月 16 日

第 1 章 総説

1.1 趣旨

社団法人日本印刷産業連合会における直接食品と接触する紙製容器包装に使用する原材料及びその取り扱いに関する自主基準（以下自主基準という）は、直接食品と接触する紙製容器包装の製造等に当たって、食品衛生法の趣旨に則り、内容食品の衛生上の安全性を確保するために会員が守るべき基準として自主的に定めたものである。

1.2 適用範囲

- (1) この自主基準は直接食品と接触する紙製容器包装に適用する。
- (2) 食品と接触する紙面にフィルムラミネートまたは樹脂を押し出しコートしたものは除外する。
- (3) 段ボール製容器包装は除外する。

なお、ここでいう段ボール製容器包装とは、平成 11 年 12 月に通商産業省から示された「段ボールの取り扱い基準」に準じたものをいう。

1.3 用語の定義

1.3.1 食品

食品安全基本法第 2 条で規定する食品をいう。

1.3.2 紙

セルロースベースの植物繊維を主原材料として抄紙工程により製造される紙及び板紙をいう。製造に当たっては、塗料、填料などが使用されることもある。

1.3.3 直接食品と接触する紙製容器包装

紙製容器包装であって、食品に直接紙面が接触するものをいう。

なお、この自主基準では、段ボール製容器包装を除く。

1.3.4 原材料

直接食品と接触する紙製容器包装を製造する為の材料であり、原紙、合成樹脂、

アルミニウム箔、印刷インキ（ワニスを含む）、コーティング剤、ワックス、転写箔、ラミネート用及び製函用接着剤をいう。

1.3.5 仕掛品

直接食品と接触する紙製容器包装の製造段階にあつて、製品として完成していないもの。なお、本自主基準では製品に対しこれを半製品ということもある。

第2章 原材料の使用基準

本自主基準は、食品に直接紙面が接触する紙製容器包装について定めたものであり、紙以外が接触する容器包装は基準の対象外である。

従つて、原紙以外の下記の原材料が食品に移行しないよう紙製容器包装の構成に配慮すると共にその可能性がある場合は、食品衛生法 第 10 条や 第 18 条に抵触しないよう原材料を適切に選択すること。

2.1 原紙

直接食品と接触する紙製容器包装に使用される原紙は、日本製紙連合会が定めた「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」に適合したものであること。

2.2 合成樹脂

直接食品と接触する紙製容器包装に使用される合成樹脂は、ポリオレフィン等衛生協議会が定めた「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」、塩ビ食品衛生協議会が定めた「塩化ビニル樹脂製品等の食品衛生に係わる自主規格」、塩化ビニリデン衛生協議会が定めた「ポリ塩化ビニリデン製食品容器包装等に関する自主基準」に適合したものであること。

2.3 アルミニウム箔

直接食品と接触する紙製容器包装に使用されるアルミニウム箔は、製造、運搬、保管に際して有毒もしくは有害物質の残留、混入または発生のおそれがなく、清潔かつ衛生的に取り扱われたものであること。

2.4 印刷用インキ(ワニスを含む)

直接食品と接触する紙製容器包装に使用される印刷用インキ(ワニスを含む)は、印刷インキ工業連合会が定めた「印刷インキに関する自主規制」のネガティブリスト（NL規制）に抵触しないものであること。

2.5 コーティング剤

直接食品と接触する紙製容器包装に使用されるコーティング剤は、印刷インキ工業連合会が定めた「印刷インキに関する自主規制」のネガティブリスト（NL規

制)に抵触しないものであること。

2.6 ワックス

直接食品と接触する紙製容器包装に使用されるワックスは、日本ワックス工業会が定めた「食品包装用石油ワックス自主規制基準」に適合したものであること。

2.7 転写箔

直接食品と接触する紙製容器包装に使用される転写箔は、製造、運搬、保管に際して有毒もしくは有害物質の残留、混入または発生のおそれがなく、清潔かつ衛生的に取り扱われたものであること。

2.8 ラミネート用及び製函用接着剤

直接食品と接触する紙製容器包装に使用されるラミネート用及び製函用接着剤は、食品包装材料用接着剤等衛生協議会が定めた「食品包装材料用接着剤に関する自主規制(ラミネート接着剤)」に適合したものであること。

第3章 取り扱い基準

3.1 原材料

3.1.1 受け入れ

- a) 原材料の包装等外観に異常(異臭、損傷)がないことを確認すること。
- b) 送付伝票に記載されている内容と原材料の表示事項に相違がないことを確認すること。
- c) 検査成績書等にて所定の品質かどうか確認する。必要に応じ、受け入れ検査を実施すること。
- d) 異常がある場合は他の原材料と区別し、使用禁止とすること。

3.1.2 保管

容器包材製造工場内での運搬及び保管は異臭(移行)、異物混入、損傷、水濡れ、埃、汚れのおそれのないよう行うほか、高温及び高湿度を避けて保管すること。

3.2 直接食品と接触する紙製容器包装の仕掛品(半製品)

3.2.1 製造作業手順書等に基づき、品質確認及びそれを記録すること。

3.2.2 不良半製品、要再検査半製品等は、通常の半製品から隔離保管し又容易に識別出来る表示を施すこと。不良範囲、処置内容は、明確に記録すること。

3.2.3 衛生性を保った手で取り扱うこと。

3.2.4 作業中床に落ちたものは、使用しないこと。

3.2.5 仕掛品(半製品)を一時的に保管する場合、埃、汚れなどから汚染を防ぐ為、

覆い等を施すこと。

3.3 直接食品と接触する紙製容器包装（製品）

- 3.3.1 出荷作業手順書等に基づき、品質確認及びそれを記録すること。
- 3.3.2 不良製品、要再検査製品等は、通常の製品から隔離保管し又容易に判別出来る表示を施すこと。不良範囲、処置内容は、明確に記録すること。
- 3.3.3 衛生性を保った手で取り扱うこと。
- 3.3.4 製品名等定められた事項を表示すること。
- 3.3.5 製品は出荷前正しく梱包、包装すること。
- 3.3.6 外包装は埃その他の汚染及び損傷から、内部をよく保護できるものであること。
- 3.3.7 異臭、異物混入、損傷、水濡れ、埃、汚れのおそれのない衛生的な場所に、保管すること。
- 3.3.8 製品の出荷に使用するトラックの荷台又はコンテナは、濡れ、汚れ、異臭のないものを使用すること。雨又は融雪で濡れた場合は十分に水切りを行った後使用すること。
- 3.3.9 梱包、外包装に損傷等が無いかを、点検チェックリスト等に基づき確認し、記録すること。

3.4 保管・出荷に使用するパレット等

- 3.4.1 パレットを使用する場合は、シートをパレットの上全面に敷いて使用すること。このシートを反復使用する場合は、常に同一面がパレットと接触するようにすること。
- 3.4.2 異臭のあるパレットは使用しないこと。
- 3.4.3 保管する際に使用するパレットは、合成樹脂パレット等を使用することが望ましい。

以上